

熊本市東区児童死亡事例検証報告書(概要)

平成26年3月 熊本市

検証について

1 検証の目的

この検証は、平成25年9月21日に熊本市東区で発見された当時15歳の女子児童(以下、「本児」という。)の死亡事例について、このような事例が再び起こることがないように、事実の把握を行い、死亡した本児の視点に立って発生源等を分析し、今後の再発防止対策を講じることを目的とする。なお、検証は、関係者の処罰を目的とするものではない。

2 検証の方法

熊本市東区児童死亡事例検証会議において、収集した情報に基づき本事例における問題点・課題を抽出した上で、再発防止のための方策を検討し、再発防止対策として取りまとめた。

事例の概要

平成25年9月21日夜、熊本市の民家で一部白骨化した女性の遺体が見つかった。その後の警察のDNA鑑定の結果、遺体はこの家に住む本児であることが判明したが、死亡に至る経緯等は明らかになっていない。

今回の事例における対応上の問題点・課題

(1)関係機関相互の連携のあり方について

① 個別ケース検討会議等での情報共有のあり方について

個別ケース検討会議等においては、各機関が持っている断片的な情報を整理し、それを共有することでケースに対する的確な評価が可能となる。これにより適切な支援につなげられるよう改善する必要がある。

② スクールソーシャルワーカー(SSW)等の活用による学校と関係機関との連携

適切な時期にSSW等を活用することで、関係機関との連携や継続したかかわりについて検討することも必要である。

③ 小学校と中学校の情報連携

特に関係機関との連携による対応を要する等の特別な配慮を必要とするケースについては、個々の状況に応じて、より詳細な情報が共有できるよう、さらに工夫をする必要がある。

(2)適切なケースの評価について

① 個別ケース検討会議等におけるケースの評価について

個別ケース検討会議等においては、各関係機関の持つ断片的な情報を整理し、統一した評価を行い、さらに適切な役割分担を行う等の調整(コーディネート)機能が非常に重要であることから、その機能を担う各区保健子ども課における専門性及び機動性をさらに強化・確保できるよう検討する必要がある。等

(3)ケースの支援に関する役割分担のあり方について

① 支援の主担当機関の明確化について

本事例のような様々な困難な事情を抱え、区役所等で対応に苦慮するケースに関しては、児童相談所に対して助言を求め、あるいは送致を行うが、その際は、課題や背景、対応が困難な点等について可能な限り具体的に明らかにする必要がある。また、課題等について共通認識を持ち、最も適切な支援策がとられるよう主担当機関とその役割を明確にしておくという点が不十分であった。等

② 役割分担や支援策の共通認識について

個別ケース検討会議等の運営においては、役割分担や統一的な支援策を決定し、その都度決定した内容について更なる共通認識が図られるよう努める必要があるが、一覧表や記録を作成しそれを共有する等の徹底が十分ではなかった。

今回の事例における対応上の問題点・課題（続き）

(4) 事例への対応について

① 家族関係への影響を考慮した各関係機関の対応について

状況の変化を適時に捉え、本児の最善の福祉を図るということを最優先にした対応を図る必要があった。

② 長期にわたって子どもの安全確認ができない事例への対応について

関係機関においては相互に連携し、訪問による面接等を行うよう努めていた。しかしながら、時間、方法、手段を変えても本児との面会が拒絶されていたことなどを考慮すると、児童相談所の安全確認の機能（出頭要求や立入調査等）を適時に活用することも積極的に検討すべきであった。

③ 精神的な疾患が疑われる事例への対応（医療保護入院等の検討）

本事例においては、医療保護入院のための移送等について、母や本児の人権等にも十分配慮したうえで慎重に判断したが、関係機関等の有する情報や支援状況等について積極的に情報を収集しつつ、母や家族と直接面会して判断することが十分にできず、課題が残った。さらに、本児が長期に不登校状態であり、母が関係機関を拒否し本児と外部の接触を阻害していた状況において、本児へ及ぼしている影響について、十分な調査をする余地があった。

④ 精神的な疾患が疑われる事例への対応（医療保護入院等が認められない場合の対応）

精神的な疾患が疑われる事例に対する知識や支援策についてさらに専門性を高めつつ、親族等による医療保護入院への支援や一時保護の実施等の状況に即した支援が行われるよう改善していく必要がある。

問題点・課題に対する再発防止対策

【対策1】 学校での組織的な対応とスクールソーシャルワーカー（SSW）等の活用等による関係機関との連携の強化及び安心して相談できる体制づくり

学校においては、教育的観点から、保護者との信頼関係を築くことが重要であることから、家庭環境に複雑な問題を抱える等の児童生徒については、今後も、まず、家庭訪問を行いながら、不登校対策委員会等を通じて学校全体で情報を共有し、組織的な判断・対応を行う。等

〈具体的な取り組み〉

学校の組織的取り組み（家庭訪問、不登校対策委員会等）といつでも安心して相談できる体制づくりの推進
SSW等の有効な活用と関係機関との連携強化 等

【対策2】 小学校から中学校への適切な情報提供・共有の促進

特別な配慮が必要な児童については、個人情報に十分配慮しつつ、書面をもって詳細な情報を引き継ぐ。

〈具体的な取り組み〉

特別な配慮が必要な児童の進学に当たっての適切な情報の提供と支援の継続（支援シート(仮)作成)

【対策3】 個別ケース検討会議等における調整機能の強化

適切な役割分担を行う等の調整（コーディネート）機能を適切に機能させるため、その機能を担う各区保健子ども課において、専門性及び機動性の強化・確保に努める。等

〈具体的な取り組み〉

要保護児童担当職員の研修機会の確保等

【対策4】 ケース支援に関する役割分担及び主担当機関の明確化

支援策や役割分担等については、その都度決定した内容について更なる共通認識が徹底されるよう、各区保健子ども課において役割分担表等の記録を作成、関係機関に対して配布することとし、また関係機関は、決定した支援策や役割分担等について、役割分担表等により組織内で報告・共有するよう、徹底を図る。等

〈具体的な取り組み〉

会議主催機関による会議での決定事項等の周知及び役割分担表の作成を通じた共通認識の徹底 等

問題点・課題に対する再発防止対策(続き)

【対策5】 児童の最善の福祉(利益)を最優先にしたケースの評価の徹底

本事例においては、結果として状況の変化に関する情報を共有するにとどまってしまうということも踏まえ、今後は、子どもの最善の福祉を確保することを最優先とし、状況に応じた適時適切な支援や対応姿勢をとることを徹底する。

〈具体的な取り組み〉

状況の変化により必要に応じた個別ケース検討会議の開催、対応の見直し 等

【対策6】 子どもの姿が長期にわたって確認できない場合の対応力の向上

児童の目視確認の原則を徹底し、必要に応じ近隣住民や民生委員・児童委員、警察官等の協力を得ながら安否確認を行い、さらに子どもの安全が確認できない場合は、子どもの安全確認を最優先に考え、児童相談所の安全確認の機能(出頭要求や立入調査等)を適時に活用する。等

〈具体的な取り組み〉

警察と連携した臨検・捜索の実地訓練の実施 等

【対策7】 措置入院や医療保護のための移送等の判断・対応力の向上

措置入院や医療保護入院のための移送の判断にあたっては、今後は更に家族等の協力を得るとともに、関係機関とも十分な連携を図り、さらに、他害が生じている可能性について厚生労働省告示に沿った適切な運用が図られるよう、警察等とも連携しながら患者や家族等と直接面会して判断することを徹底する等、十分な調査に基づく判断・対応の向上を図る。

〈具体的な取り組み〉

家族への更なる協力依頼や警察との連携を図ることで当事者と直接面会を行うとともに、課題解決のため、関係部署による意思統一を図ったうえでの合同での対応を徹底する。

【対策8】 精神的な疾患が疑われる事例に係る専門的知識の向上

児童相談所をはじめとした子どもの支援に関わる機関においては、精神疾患を有する事例や精神疾患が疑われる事例への支援・介入等の対応について専門的知識やノウハウの向上を図る。

〈具体的な取り組み〉

精神疾患が疑われる事例への介入と対応に関する研修の実施。(精神保健福祉室による法的根拠や処遇の具体的な研修、精神の課題を持つ家庭への支援について専門分野の先生による研修)

その他

(1) 児童相談所と各区保健子ども課における専門性の確保及び体制整備

要保護児童への対応を行う各区保健子ども課や児童相談所等においては、その職責の重大性から、児童相談所や各区保健子ども課における研修の充実など、組織において専門性が確保、蓄積される仕組みの構築に努める必要がある。等

(2) 関係機関間の連携と機能の強化

関係機関とりわけ各行政機関の機能・役割の整理、要保護児童対応の運用・体制の整備に関する課題等の全体的な課題等について検討を進めるため、所属長を含めた会議を設置する等により、関係機関間の連携や役割分担、機能の強化を図る。